

第2回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 令和2年12月17日(木) 10:00～11:50

場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 審議事項

- ① 第1回会議で継続審議となった事項
 - ・ 幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和
 - ・ 高校生が就職活動する「1人1社制」の見直し

- ② 第2回会議で新たに審議する項目

(2) 報告事項

- ・ 行政手続に関する押印の見直し
- ・ 電子収納の促進

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1-1 | 第1回会議で継続審議となった事項(個票) |
| 資料1-2 | 第1回会議で継続審議となった事項(参考資料) |
| 資料2-1 | 第2回会議で新たに審議する項目(個表) |
| 資料2-2 | 第2回会議で新たに審議する項目(参考資料) |
| 資料3 | 第1回会議の審議を踏まえた報告事項 (行政手続に関する押印の見直し) |
| 資料4 | 第1回会議の審議を踏まえた報告事項 (電子収納の促進) |

第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

| 氏名 | 所属・役職 | 出欠 | 代理者 |
|-------|---|----|-----|
| 中川 丈久 | 神戸大学大学院法学研究科教授 | 出席 | |
| 三輪 康一 | 神戸大学名誉教授 | 出席 | |
| 三原 修二 | 兵庫県経営者協会会長 | 出席 | |
| 福永 明 | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長 | 出席 | |
| 藤本 和弘 | 兵庫県農業会議会長 | 欠席 | |
| 中後 和子 | 学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員 | 出席 | |

2 オブザーバー

| 氏名 | 所属・役職 | 出欠 | 代理者 |
|-------|----------|----------|---------------|
| 金澤 和夫 | 兵庫県副知事 | 出席 | |
| 谷口 芳紀 | 兵庫県市長会会長 | 代理 出席 | 事務局長 南本 伸一 |
| 庵逄 典章 | 兵庫県町村会会長 | 出席 | |

| | |
|--|---------------------|
| 根拠法令等 | (県)認定こども園の認可等に関する条例 |
| 提案内容 (播磨町) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・播磨町では、町立の既存幼稚園を幼稚園型の認定こども園へ移行することを検討している。 ・認定こども園設置にあたっては、園舎基準[A]と保育室等基準[B]の大きく2つの基準がある。 ・園舎基準[A]では、幼保連携型、幼稚園型は、園舎全体の面積などの国基準に加え、条例に基づき保育室53㎡以上などの県独自基準が設定。保育室等基準[B]では、一人あたりの保育室等の面積などの国基準が設定。 ・既存施設が幼保連携型認定こども園へ移行する場合、園舎基準[A]、保育室等基準[B]の特例措置があるが、幼稚園型認定こども園に移行の場合は、園舎基準[A]については特例措置がない。 ・今回移行を検討している町立の既存幼稚園の保育室面積が50㎡※のため、園舎基準[A]の県独自基準の53㎡を満たさない。また、幼保連携型への移行については、職員の資格要件(保育士資格・幼稚園教諭免許の併有)がネックとなり、現行制度では、認定こどもへの移行が困難な状況にある。 ※公立幼稚園は、保育室面積の基準はなし(私立幼稚園は県基準により保育室面積53㎡以上等を設定) ・ついでには、既存施設が幼稚園型認定こども園へ移行する場合、既存施設が幼保連携型認定こども園に移行する場合と同様に、一人あたりの保育室等の面積などの国基準[B]を満たせば、県独自の保育室面積基準53㎡は適用しない特例措置を設けるよう、検討頂きたい。 | |

規制の状況

○認定こども園及び幼稚園の園舎・保育室等の認可・認定基準

| 類型 (職員) | 認定こども園 | | | 幼稚園 |
|------------|---|---|------------------------------|--|
| | 幼保連携型 (保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 R7.3までは いずれかで可) | 幼稚園型 (0~2歳児・保育士資格) (3~5歳児・保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれか) | 保育所型 | |
| 認可等 | 認可(私立)・届出(公立) | 認定(私立・公立) | | 届出(公立) 私立(認可) |
| 園舎基準 [A] | [国基準(内閣府・文科省・厚労省令 ^{*1})] ①1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の 必要な面積 ※①と②を合算した面積 | [国基準(内閣府・文科省・厚労省告示 ^{*2})] 1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ | | [国基準(文科省令 ^{*4})] 1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ |
| | 県独自基準(条例 ^{*3}) うち各保育室53㎡以上、 遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保 | | | 県独自基準(審査基準 ^{*5}) うち各保育室53㎡以上、遊戯室 (原則専用)を100㎡以上確保 |
| 既存施設特例 | 保育室等基準[B]を満たすときは園舎基準[A]の適用なし | 特例なし | 保育室等基準[B]を満たすときは園舎基準[A]の適用なし | 播磨町は、 公立幼稚園 ↓移行希望 幼稚園型認定こども園 |
| 保育室等基準 [B] | [国基準(内閣府・文科省・厚労省令 ^{*1})] 0~1歳 乳児室1人につき1.65㎡ ほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡ | [国基準(内閣府・文科省・厚労省告示 ^{*2})] 0~1歳 乳児室1人につき1.65㎡ ほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡ | | |
| 既存施設特例 | 園舎基準[A]を満たすときは 保育室等基準[B]の適用なし | 特例なし | | |

認定こども園の認可・認定基準は、公立・私立共通。

条例等所管部局等の回答(こども政策課)

【現行の制度運用を維持】

県独自基準53㎡は、平成27年度の認定こども園法改正に伴う県条例改正時に、独自基準を設けないことを検討したが、各団体からの「幼児教育を行う保育室の面積は53㎡以上は必要」等の意見も踏まえ県独自基準を維持したことから、これまで同様に幼児教育・保育の質確保のため、現行制度を維持する。

○平成27年条例改正時の団体からの園舎・保育室等にかかる意見

| | |
|-----------|--|
| 県保育協会 | 保育室の面積は、子どもの少ない郡部では課題になる場合もあるが、一定規模は必要 |
| 県幼稚園協会 | 幼児教育を行う保育室の面積は、現行基準どおり53㎡以上は必要 |
| 認定こども園研究会 | 幼児教育を行う保育室の面積は、現行基準どおり53㎡以上は必要 |

既存施設から認定こども園への移行において、本県では当分の間園舎基準[A]の特例措置を設け、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有し、教育・保育の総合的な提供を行う幼保連携型への移行を政策的に進めているので、こちらをご検討いただきたい。なお、幼保連携型の保育士資格・幼稚園教諭免許の併有は、特例措置により令和7年3月まではいずれかの資格でも可。また、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進するため、取得要件緩和の特例制度あり。県では、それぞれの資格取得に向け国の講習受講への支援を行っており、活用いただきたい。

【第1回会議での委員意見】

継続審議

- ・播磨町が、「幼保連携型認定こども園」ではなく、「幼稚園型認定こども園」に移行したいと考えている理由・経緯を調べ、次回会議で審議する。

《審議内容を踏まえた所管部局等の対応案》

1. 現状

○播磨町が「幼稚園型認定こども園」への意向を検討した理由・経緯（播磨町ヒアリング結果）

- ・播磨町内の保育の需給状況については、平成30年度時点では2号認定（3～5歳保育）、3号認定（0～2歳保育）の供給不足が発生していた。（1号認定（3～5歳教育）の供給量は充足）
- ・このため平成30年度に、令和元年度に認可保育所を新規設置し2、3号認定の保育供給量を拡大するとともに令和5年度に播磨西幼稚園を3～5歳を対象とした幼稚園型認定こども園に移行し、2号認定の保育供給量の不足に対応することを計画した。
- ・計画策定時から幼稚園型認定こども園の保育室面積基準が53㎡であることは認識しており、保育室内の造作棚を撤去することで要件を満たせると考えていた。しかし、経費負担等の面で、53㎡の面積基準が緩和され、造作棚を撤去せずに移行できれば、町にとって有益だと考え今回の提案に至った。
- ・移行する認定こども園の種類については、「幼保連携型」は1、2、3号認定全て（0～5歳）の定員設定が必要である一方、「幼稚園型」は1、2号認定（3～5歳）のみの定員設定が可能であると、計画策定時から認識し、播磨町としては、3～5歳の教育・保育ニーズに特化して対応するため「幼稚園型」への移行を考えていた。
- ・その後、当初計画していた認可保育所の新規設置は、土地の確保が困難であったこと等から設置できなかったため、令和2年度に小規模保育事業所（3号認定のみ受入）を設置した。このため、現状の保育の需給状況は、1、3号認定の供給量を充足したが、依然として2号認定の供給量が不足している。

○所管部局から播磨町への説明

- ・認定こども園への移行に際し、「幼保連携型」の場合は、一般的に1、2、3号認定全て（0～5歳）の定員設定が必要であるが、地域の実情を考慮し1、2号認定（3～5歳）を対象とするなど柔軟な対応が可能である。

○播磨町の意向

- ・播磨町の現状の保育の需給状況においては、1、2号認定のみの定員設定で幼保連携型認定こども園を設置できることが判明したことから、保育室面積の特例措置がある幼保連携型認定こども園への移行を検討する。

（参考）播磨町における保育の需給状況等

| 認定区分 | | | 当初計画 | | | 現在の計画 | |
|-------|------|--------------------------------------|-------------|-------------|------------------------|-------------|----------------------------|
| | | | H30 | R元 | R5 | R2 | R5 |
| 満3歳以上 | 1号認定 | 小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども（3～5歳教育） | 保育供給量 充足 | | | 保育供給量 充足 | |
| | 2号認定 | 小学校就学前の子どもであって、保育を必要とするもの（3～5歳保育） | 保育供給量 不足 | 保育供給量 不足 | 播磨西幼稚園 幼稚園型認定こども園移行 | 保育供給量 不足 | 播磨西幼稚園 幼保連携型認定こども園移行を検討 |
| 満3歳未満 | 3号認定 | 保育を必要とするもの（0～2歳保育） | 保育供給量 不足 | 認可保育所 新設 | 保育供給量 充足 | 小規模保育事業所新設 | 保育供給量 充足 |

2. 所管部局の対応案

【現行の制度運用を維持】

- ・播磨町の「幼稚園型」への移行希望の理由が3～5歳を対象とした定員設定であり、現状の保育の需給状況においては、幼保連携型でも柔軟に対応できることが判明し、播磨町の課題が解消することが見込まれるため、現行の制度の運用を維持する。
- ・なお、棚の撤去経費の負担等を理由とする基準緩和は、これまで、当基準で認可・認定を行ってきた施設との公平性や同等の保育の質の担保を鑑みたときに、条例を改正すべき支障事例とまでは考えられない。

Ⅱ 第1回会議で継続審議となった事項 ②高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し

| | |
|--|--------------------------|
| 根拠法令等 | 兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申合せ |
| 提案内容（事務局） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業生の選考採用では、企業への応募解禁から一定の間、1人の生徒が応募できる企業を1社として学校推薦している、いわゆる「1人1社制」をとっている都道府県が大半となっており、本県でも10月末までは1人1社とし、11月1日以降は1人2社まで可能となっている。 ・「1人1社制」の仕組みは、高校生の就職の機会を確保しようとするあまり、当事者の主体性を制限しているのではないかといった意見等もあることから、文科省・厚労省による「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム」において、「1人1社制」はじめとした高卒雇用慣行のあり方等について検討がされ、令和2年2月にとりまとめがなされた。 ・とりまとめでは、高卒就職者へのアンケートの結果、「同時に2社以上応募できた方がよい」とする意見が、3割程度占めたことなどが示され、「1人1社制の在り方」は、都道府県毎に地域の実情に応じて選択することが妥当とされている。また、このとりまとめを受け、国の規制改革推進会議の答申(R2.7)では、各都道府県の高等学校就職問題検討会議は、生徒の主体性を尊重しながら、労働市場の動向や早期離職の分析等を行い、地域の実情に応じて「1人1社制の在り方」を検討することが適切であるとされた。 ・生徒に限られた情報の中で就職先を選択しなければならない状況は、就職後の安定就労につながらず早期離職の要因の一つであることも考えられることから、選択肢を広げ、納得した就職活動を実現するため、高校就職慣行の検討を提案する。 | |
| 規制の状況 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者、経済団体等代表者、行政機関で構成する「兵庫県高等学校就職問題検討会議」において、毎年度、高等学校卒業予定者の就職慣行の取り扱いを決定しており、本県では「1人1社制」を採用している。 <p>【令和3年3月兵庫県高等学校卒業予定者に対する申し合わせ内容 抜粋(R2.1.22)】</p> <p>1. 応募・推薦数</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 10月31日までの取扱い <ul style="list-style-type: none"> ア 応募・推薦は1人1社とする。(1人の生徒が一時に応募・推薦する企業を1社に限定する制度) ② 11月1日以降の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ア 応募・推薦は1人2社までの複数応募を可能とする。 イ 10月31日までに応募し、採否結果が出ていない場合も複数応募可能とする。 ウ 複数応募し1社が不採用となった場合、新たに1社への応募を可能とする。 エ 応募した2社から採用内定通知を受けた場合は、速やかにいずれかを選択し、それぞれの企業に通知する。 オ 県外企業への応募は、企業の所在する都道府県(都道府県とは求人受理安定所を管轄する都道府県をいう。)の取扱いに合わせることにする。 <p>【参考:他の都道府県の状況(R1.7時点)】</p> <p>当初から複数社に応募可能なのは秋田県、沖縄県の2県のみ(いずれも3社まで応募・推薦が可能)。 その他の45都道府県は本県と同様、当初は1人1社、一定期日後複数可となっている。</p> | |
| 条例等所管部局等の回答(県教委 高校教育課) | |
| <p>【現行の制度運用を維持】</p> <p>「兵庫県高等学校就職問題検討会議」(兵庫労働局と兵庫県教委により共催)において申合せを行っている1人1社制については、入学時から教育活動全体を通じて計画的な進路指導の一環として行っているため、生徒の能力や適性に基づいた就職斡旋が可能となり、学校・生徒ともに安心感が強い。生徒は、インターンシップや職場体験等も活用しながら就職希望先を選択し、校内選考では企業の求める人材やスキルを把握した上で、生徒の適正と意向を尊重するよう努めている。</p> <p>※(令和元年度 県立高校全日制の就職希望者におけるインターンシップ実施率は89.0%)</p> <p>さらに、1人1社制は、就職活動の長期化による学校活動への影響や、発育過程にある生徒への過重な負担(身体的・心理的・経済的負担)を軽減し、生徒が短期間で内定を得やすいという理由より行われており、また、企業側にも、学校との長年の信頼関係のもとで適した人材を確保できるというメリットがある。</p> <p>なお、高等学校就職問題検討会議ワーキングチームのとりまとめによると、1人1社制が望ましいと考える高卒就職者の割合は7割弱、高等学校進路指導担当教員の割合は7割強との調査結果を得ており、兵庫県教育委員会としては現行の制度運用を維持すべきと考える。</p> | |

【第1回会議での委員意見】

継続審議

- ・①高卒就職者、大卒就職者の早期離職率の状況、②1人1社ずつの応募でよいと思っている高卒就職者や、同時に2社以上応募できた方がよいと思っている高卒就職者はなぜそう思っているのか等を調べ、次回会議で審議する。

《審議内容を踏まえた所管部局等の対応案》

1. 現状

(1) 全国の早期離職率等の状況

①早期離職率の状況（別添資料1-2、P3～P4参照）

- ・高卒就職者の就職後3年以内の離職率は約4割（39.2%）となっており、大卒就職者の32.0%と比較すると高くなっている。但し、集計開始の昭和62年から現在まで、大卒は3割前後で推移している一方、高卒は、平成17年3月卒までの概ね5割前後から、約4割まで低下している。（厚生労働省資料より）
- ・離職理由の上位は、高卒・大卒及び男女別を問わず「労働時間・休日・休暇等の条件が悪くなったため」、「人間関係が悪くなったため」「肉体的・精神的に健康を損ねたため」が上位となっている。他方、職業や企業選択と本人希望とのミスマッチに起因していると思われる「自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため」は高卒男性では上位（3位、27.0%）となっているが、大卒男子（7位、23.2%）、大卒女子（3位、28.0%）と割合に大きな差はなく、高卒女子では（6位、19.6%）と低くなっている。（（独）労働政策研究・研修機構の報告書「若年者の離職状況と離職後のキャリア形成Ⅱ」より）

②1人1社制に対する生徒の考え（別添資料1-2、P5参照）

- ・令和元年度に全国高等学校進路指導協議会の既に就職している高卒就職者（619名）のアンケート結果によると、「一度に一社ずつの応募でよい」が68.2%であり、その主な理由としては、「一社に集中して準備がしたい」「二社に内定がでたら、一方を断るのは申し訳ない」「入社できるのは一社だから」「複数だと混乱しそう」となっている。
- ・一方で、「同時に二社以上応募できたほうがよい」は31.8%であり、その主な理由としては、「滑り止めを受けられる方が安心」、「一社で内定が取れなかったとき、次の求人が残っていないかもしれない」、「選択肢が広がる」、「難関の会社にも挑戦できる」となっている。

(2) 兵庫県の状況等

- ・県教育委員会において、高校卒業者が就職先に定着できるよう、①大学生と異なり高校生は独自では企業研究等に時間をかけられないことから、学校がより多くの情報を収集し、生徒の適性に合った進路を指導すること、②生徒の希望を踏まえたインターンシップを通して企業を知る機会を設け、主体的な選択を促すこと、が重要と考えている。こうした取組から兵庫県立高校の3年以内離職率は22.5%（H27）から19.1%（H30）と減少傾向にあり、全国よりも低くなっている（別添資料1-2、P7参照）。
- ・令和元年度の兵庫県の高校新卒者の求人倍率は3.11倍（全国平均2.89倍）、令和2年7月末の求人倍率においても2.23倍（全国平均2.08倍）と全国平均を上回っている。県教育委員会としては、求人倍率の維持向上には企業から優秀な人材を育成している学校との評価を得られることが必要と考えており、生徒が選択の幅を広げられるよう、引き続き学校の取組を充実させていく。

(3) その他（大阪府教育委員会の動向）

- ・大阪府教育委員会は1人1社制を改め、来年度から「指定校求人」については1人1社制を続け、「公開求人」については複数社に応募できるようにする方向で検討をしている。

2. 所管部局対応案

【現行の制度運用を維持】

- ・高等学校就職問題検討会議ワーキングチームのとりまとめによると、1人1社制が望ましいと考える高卒就職者の割合は68.2%、高等学校進路指導担当教員の割合は86.7%、企業の割合は75.8%との調査結果を得ており、関係者の多くに支持されていることから、県教育委員会としては現行の制度運用を当面は維持すべきと考える。
- ・但し、生徒や企業の中には同時に2社以上の応募を望む声も一部あることから、生徒、学校関係者、企業の声を丁寧に聞き取るとともに、大阪府の状況や1人1社制及び複数応募制のメリットデメリットも踏まえながら、兵庫県高等学校就職問題検討会議等で引き続き検討を行う。

第 2 回会議で新たに審議する項目

1 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（3件）

| | 提案事項 | 提案内容 | 所管部局等の考え方 |
|-----|---|--|--|
| (1) | <p>入札等で使用する使用印鑑届の見直し</p> <p>【(県)物品関係入札参加資格審査申請の手引】</p> <p>提案者: 県行政書士会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・県出納局が実施している物品関係の入札に参加するためには、入札参加資格審査申請を行い、競争入札に参加する資格を有する者として登録を受ける必要がある。 ・県手引きにより、入札参加資格審査申請時には、見積、入札、契約の締結等で使用する印鑑について事前に登録する、「使用印鑑届」の提出することとなっているが、申請者の書類作成の負担軽減のため「使用印鑑届」の廃止を検討いただきたい。 | <p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用印鑑届」の様式を廃止し、審査申請時の提出を求めないこととする。 ・併せて、紙入札の場合は、参加者から本人確認書類（免許証等）の提示を求め、その場で確認を行うことにより、真正性の確保が図られるようにする。 ・また、電子入札システムへの加入促進を図るためのPRを行う。 |
| (2) | <p>産業廃棄物収集運搬業更新許可申請における手続の見直し</p> <p>【(県)産業廃棄物収集運搬業更新許可申請要領】</p> <p>提案者: 県行政書士会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。また、この許可は5年（優良の場合は7年）毎に更新をしなければ、効力を失うこととなっている。 ・県要領により、申請書類は郵送途上におけるトラブルを防止するため各窓口へ持参することとなっているが、申請者の負担軽減、新型コロナウイルス感染予防の観点から、資料の郵送も可となるよう手続の見直しを検討いただきたい。 | <p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、窓口での対面申請に不安を感じるという声があることなどから、令和2年4月6日から郵送による申請でも受け付けることとした（県民局へ通知及び県HPで周知）。 ・新型コロナウイルス感染対策症の拡大防止及び申請者の負担軽減等を踏まえ、更新許可申請要領の見直しを行い、恒久的に郵送による申請でも受け付けることとする。 |
| (3) | <p>宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化</p> <p>【(県)宅建業協会)宅地建物取引業者免許申請書作成の手引】</p> <p>提案者: 県行政書士会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業を営もうとする者は、都道府県知事の免許を受ける必要があり、兵庫県における免許の申請は、県から委託を受けた(一社)兵庫県宅地建物取引業協会に申請することとなっている。 ・県宅建業協会の「宅地建物取引業者免許申請書作成の手引」に宅建業者の事務所要件について注意事項が記載されているが、免許申請時の審査では、手引に記載のない事務所要件も求められている ・申請者の負担軽減のため、事務所要件に関する審査事項の明確化及び公表について検討いただきたい。 | <p>【制度内容の明確化、制度内容の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所要件について、よりわかりやすいものとなるよう具体例を記載した手引を作成し、これを宅建業協会の各支部窓口に備え置くとともに、県HPにも掲載する。 |

(1)-① 入札等で使用する使用印鑑届の見直し

| 根拠法令等 | 兵庫県物品関係入札参加資格審査申請の手引き | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|---------|----------|---------|-----|------|----|-------------|---|--|--|
| 提案内容（県行政書士会） | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県出納局が実施する物品関係の入札に参加するためには、入札参加資格申請を行い、競争入札に参加する資格を有する者として登録を受ける必要がある。 ・物品関係の入札参加資格審査申請においては、申請時に、見積、入札、契約の締結、物品の納入、代金の請求及び受領、代理人の選任及び解任等、県との取引で使用する印鑑について事前に登録する、「使用印鑑届」の提出を求められる。 ・国において、デジタル化時代に向けた規制改革の一環として、押印の見直しが進められており、地方公共団体においても積極的な見直しが求められている。 ・申請者の書類作成の負担軽減のため、物品関係の入札参加資格審査申請における「使用印鑑届」の廃止を、検討いただきたい。 | | | | | | | | | | | |
| 規制の状況 | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県物品関係入札参加資格審査申請の手引において、見積、入札、契約の締結、物品の納入、代金の請求及び受領等、県との取引で使用する印鑑について、「使用印鑑届」の提出を求め事前に届出ることとなっている。 | | | | | | | | | | | |
| <p>【使用印鑑届及び委任状（使用印鑑届部分の抜粋）】</p> | | | | | | | | | | | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">使用印鑑届及び委任状</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 商 号 代表者職・氏名</p> <p style="text-align: right;">[実印] (注1)</p> <p>1 私は、令和2・3・4年度（令和2年4月1日～令和5年3月31日）における兵庫県に対する見積、入札、契約の締結、物品の納入、代金の請求及び受領、代理人の選任及び解任等、兵庫県との取引で使用する印鑑を次のとおり届け出ます。</p> <p>なお、改印等により印鑑を変更する場合には、速やかにその旨を届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">本店との取引希望</th> <th style="width: 30%;">代表者職・氏名</th> <th style="width: 20%;">会社印</th> <th style="width: 20%;">代表者印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本店</td> <td style="text-align: center;">有・無 (注2)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注1)「実印」欄は、法務局又は市区町村に登録している実印を押印してください。 (注2) 本店との取引を希望しない場合は、「本店との取引希望」欄の「無」に○をつけ、残りの欄は空欄にしてください。</small></p> </div> | | 区 分 | 本店との取引希望 | 代表者職・氏名 | 会社印 | 代表者印 | 本店 | 有・無 (注2) | / | | |
| 区 分 | 本店との取引希望 | 代表者職・氏名 | 会社印 | 代表者印 | | | | | | | |
| 本店 | 有・無 (注2) | / | | | | | | | | | |
| 条例等所管部局等の回答(出納局管理課) | | | | | | | | | | | |
| <p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における押印の見直し、申請者の負担軽減の観点から「使用印鑑届」の様式を廃止し、審査申請時の提出を求めないこととする。なお、電子申請共同システム等の改修が必要となるため、令和3年4月からの実施を検討する。 ・併せて、紙入札の場合は、参加者から本人確認書類（免許証等）の提示を求め、その場で確認を行うことにより、真正性の確保が図られるようにする。 ※電子入札の場合は、民間認証局の発行する電子証明書（ICカード）を使用し入札を行っている。 ・また、電子入札システムへの加入促進を図るため、県のホームページを通じ、あるいは来庁者に直接PRするとともに、資格審査終了後に申請者あて送付する審査結果通知書にも加入を促す文言を記載してPRに努めているところである。今後も、未加入業者に対して繰り返し加入を呼びかけていく。 | | | | | | | | | | | |

(1)-② 産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請における手続（対面規制）の見直し

| | |
|---|------------------------------------|
| 根拠法令等 | 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請要領 |
| 提案内容（県行政書士会） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。また、この許可は5年（優良の場合は7年）毎に更新をしなければ、効力を失うこととなっている。 ・更新許可申請の手続は、県の更新許可申請要領で定められているが、申請書類については、郵送途上におけるトラブルを防止するため各窓口（以前に許可を受けた各県民局（※政令市及び中核市は各市町））へ持参することとなっている。 ・書類を各窓口を持参することは、特に遠隔地の場合、申請者の負担となっており、また、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、対面規制の見直しを検討すべきである。 ・更新許可申請の場合は、新規の許可申請と異なり、前回申請からの変更部分を確認すればよいため、事前にチェックリスト等で申請書類の確認をしていれば、資料の郵送も可となるよう手続の見直しを検討いただきたい。 | |
| 規制の状況 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請要領（抜粋） <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>5 申請手続</p> <p>(2) 申請書類のチェックを受付窓口で受ける</p> <p>① 添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。 （不備が多い場合は、申請書類を返却する場合があります。）</p> <p>② 申請手数料を貼付若しくは納入した後、申請書を提出する。 ※ 郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接各窓口へご持参ください。</p> </div> <p>※県に提出する申請書には、申請手数料として必要な金額の収入証紙の貼付が必要 （産業廃棄物収集運搬業：73,000 円、特別管理産業廃棄物収集運搬業 74,000 円）</p> | |
| 条例等所管部局等の回答（環境整備課） | |
| <p>【規制・手続の見直し】</p> <p>申請書には一定額以上の収入証紙の貼付を伴うことから、郵送途上の紛失等のトラブルを防止するため、直接窓口（県民局）への持参により申請を受け付けていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、窓口での対面申請に不安を感じるという声があること、また、新型コロナウイルス感染収束の見通しが立たないことから、郵送による申請でも受け付けることとした。（令和2年4月6日付で各県民局へ通知するとともに、県ホームページで周知）</p> <p>新型コロナウイルス感染対策症の拡大防止及び申請者の負担軽減等を踏まえ、「産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請要領」の見直しを行い、恒久的に郵送による申請でも受け付けることとする。</p> | |

(1)-③ 宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化

| 根拠法令等 | 宅地建物取引業法施行令、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 宅地建物取引業者免許申請書作成の手引 | | | | |
|--|--|-------|--------|--------|--|
| 提案内容 (県行政書士会) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業を営もうとする者は、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受ける必要があり(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は大臣)、兵庫県における宅地建物取引業の免許の申請は、県から免許申請指導事務の委託を受けた(一社)兵庫県宅地建物取引業協会に申請することとなっている。 宅建業者の事務所要件について、国の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」では、宅地建物取引業者の営業活動の場として、「継続的に使用することができるもので、社会通念上事務所として認識される程度の形態を備えたものとする」と定められている。 また、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会の「宅地建物取引業者免許申請書作成の手引」に事務所要件についての注意事項が記載されている。 しかし、これまでの申請時の審査では、手引に記載のない以下のような事務所要件が求められ、申請内容の修正等の対応が必要となる場合がある。 <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 宅建業者が他の業務を兼業する場合、コピー機を2台以上置く必要がある。 ▶ 宅建業者が他の業務を兼業する場合、固定式のパーティションで区切る必要がある。 ▶ 一部屋を共同利用する場合、打ち合わせスペースを分ける必要がある。 ▶ 一部屋を共同利用する場合、宅建業専用の応接室を設ける必要がある。 ▶ 一部屋を共同利用する場合、入口を分ける必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の負担軽減のため、事務所要件に関する審査事項の明確化及び公表について検討いただきたい。 | | | | | |
| 規制の状況 | | | | | |
| <p>【(国) 宅地建物取引業法施行令 (抜粋)】 (法第三条第一項の事務所) 第一条の二 法第三条第一項の事務所は、次に掲げるものとする。 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所) 二 前号に掲げるもののほか、<u>継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、宅地建物取引業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの</u></p> <p>【(国) 宅地建物取引業法の解釈運用の考え方 (抜粋)】 令第1条の2第2号に規定する「事務所」について (1)「<u>継続的に業務を行なうことができる施設</u>」について宅地建物取引業者の営業活動の場所として、<u>継続的に使用することができるもので、社会通念上事務所として認識される程度の形態を備えたものとする。</u></p> <p>【(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 宅地建物取引業者免許申請書作成の手引 (抜粋)】 各書類作成上の注意事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書類の名称</th> <th style="text-align: center;">作成上の注意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所の写真</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 更新の場合は、業者標識が外部から見やすい場所に掲示されていることがわかるものと標識の字がはっきりと読みとれるもの、報酬額表(事務所内部の見やすい場所に掲示されており、はっきりと読みとれるもの)を掲示した部分の写真 新規免許の際、事務所の写真は備品、電話機等事務所の形態が整っている写真 宅建業の事務所は、独立したものが原則です。一部屋を共同利用する場合は、<u>間仕切り等がされており、他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れることが確認できる写真</u>を事務所の平面図と共に追加添付する。 <u>住居の一室を事務所として使用する場合には、居室部分を通らずに事務所に入ることができ、その部屋は居住の用には一切供していないことがわかる写真</u>を平面図と共に追加添付する。 </td> </tr> </tbody> </table> | | 書類の名称 | 作成上の注意 | 事務所の写真 | <ul style="list-style-type: none"> 更新の場合は、業者標識が外部から見やすい場所に掲示されていることがわかるものと標識の字がはっきりと読みとれるもの、報酬額表(事務所内部の見やすい場所に掲示されており、はっきりと読みとれるもの)を掲示した部分の写真 新規免許の際、事務所の写真は備品、電話機等事務所の形態が整っている写真 宅建業の事務所は、独立したものが原則です。一部屋を共同利用する場合は、<u>間仕切り等がされており、他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れることが確認できる写真</u>を事務所の平面図と共に追加添付する。 <u>住居の一室を事務所として使用する場合には、居室部分を通らずに事務所に入ることができ、その部屋は居住の用には一切供していないことがわかる写真</u>を平面図と共に追加添付する。 |
| 書類の名称 | 作成上の注意 | | | | |
| 事務所の写真 | <ul style="list-style-type: none"> 更新の場合は、業者標識が外部から見やすい場所に掲示されていることがわかるものと標識の字がはっきりと読みとれるもの、報酬額表(事務所内部の見やすい場所に掲示されており、はっきりと読みとれるもの)を掲示した部分の写真 新規免許の際、事務所の写真は備品、電話機等事務所の形態が整っている写真 宅建業の事務所は、独立したものが原則です。一部屋を共同利用する場合は、<u>間仕切り等がされており、他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れることが確認できる写真</u>を事務所の平面図と共に追加添付する。 <u>住居の一室を事務所として使用する場合には、居室部分を通らずに事務所に入ることができ、その部屋は居住の用には一切供していないことがわかる写真</u>を平面図と共に追加添付する。 | | | | |
| 条例等所管部局等の回答(案)(土地対策室) | | | | | |
| <p>【制度内容の明確化 制度内容の周知】 現在、宅地建物取引業協会の各支部窓口「宅地建物取引業者免許申請書作成の手引」を備え置き、申請指導を行っているが、ご指摘を踏まえ、事務所要件について、よりわかりやすいものとなるよう具体例を記載した手引を作成し、これを各支部窓口へ備え置くとともに、県HPにも掲載する。</p> | | | | | |

1 全庁調査の実施

- 行政手続に関する押印の見直しについて、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施することとしている。

【行政手続に関する押印、書面規制等の見直し基本方針（抜粋）（R2.10.12）】
 原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。
 まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施する。

(1) 押印の廃止

- 県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止（具体例）各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止 等
- 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法（マイナンバーカード等）を整備

- 上記基本方針を踏まえ、押印を求める全ての行政手続について全庁調査を実施した。

〔調査概要〕
 10月22日付で全庁悉皆調査を実施（全庁共通の行政手続は8月に先行調査を実施）
 対象部局：各部、県民局・県民センター、出納局、企業庁、病院局、議会、各行政委員会（県警除く）
 調査対象：押印を求める全ての行政手続

2 見直し内容

- 押印を求める県独自の手続は1,895手続
 うち、1,866手続(98.5%)で押印を廃止
 うち、29手続(1.5%)（印鑑登録証明書付きの実印を求める手続等）は押印の存続も含め引き続き検討
- 国の法令等に基づく1,408手続は国の動向等を踏まえ、適宜見直し

(1) 県独自の手続：1,895手続

| 区 分 | 手続数 | 廃止 | 存続も含め 引き続き検討 | 押印の種別 | | |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------|-----|----|
| | | | | 印鑑 証明付 | 登録印 | 認印 |
| 県民による申請等の手続 | 1,605 | 1,576 | 29 | 17 | 3 | 9 |
| 根拠規定がない手続 | 172 | 172 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 規則等に基づく手続 | 1,433 | 1,404 | 29 | 17 | 3 | 9 |
| 条例に基づく手続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 県庁内部の手続 | 290 | 290 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 根拠規定がない手続 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 規則等に基づく手続 | 279 | 279 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例に基づく手続 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1,895 | 1,866 | 29 | 17 | 3 | 9 |
| 根拠規定がない手続 | 182 | 182 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 規則等に基づく手続 | 1,712 | 1,683 | 29 | 17 | 3 | 9 |
| 条例に基づく手続 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 国の法令等に基づく手続：1,408手続

3 今後の対応

(1) 押印を廃止する手続（1,866手続）

- ・ 根拠規定がない手続（182手続）は、直ちに廃止
- ・ 規則等に基づく手続（1,683手続）は、直ちに廃止
 （原則、令和3年1月から実施）
- ・ 条例に基づく手続（1手続）は、令和2年度内に条例を改正して廃止
 （令和3年4月から実施）

※ 県民による申請等の手続について、押印に代わる本人確認手段は、様式上の連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）によることを原則とする。

- (例) ・ 補助金に関する手続
 ・ 請求に関する手続
 ・ 入札に関する手続
 ・ 行政財産使用許可に関する手続

(2) 押印の存続も含め、引き続き検討する手続（29手続）〔別紙〕

- ・ 印鑑登録証明書付きの実印を求める手続など、厳格な本人確認を求める手続や、金融機関の届出印を求める手続等
- (例) ・ 資金貸付事業に関する手続
 ・ 銀行口座振替に関する手続
 → 県の規制改革推進会議で検討

(3) 行政手続のオンライン化の推進

- ・ 添付書類の見直しや事務処理手順の改革など業務プロセス全体を見直した上で、早急にオンライン手続を一層推進

【参考】 国の法令等に基づく手続（1,408手続）

- (例) ・ 契約に関する手続
- 地方自治法第234条（契約の締結）
 5 普通地方公共団体が契約につき契約書（略）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、（略）当該契約は、確定しないものとする。
- ・ 行政不服審査法に基づく審査請求に関する手続
- 行政不服審査法施行令第4条（審査請求書の提出）
 2 審査請求書には、審査請求人（略）が押印しなければならない。
- ・ 介護保険施設・介護保険サービス事業所等の指定に関する手続
 （※国通知で定める様式（氏名欄に印と記載あり））

押印の存続も含め引き続き検討する手続

別紙

(1) 印鑑登録証明書付き実印を求める手続

| No | 手続の名称 | 根拠規定 | 押印の種類 | 押印以外に求めている本人確認手段 | 引き続き検討が必要な理由 | 所管部局 |
|----|-----------------------|---------------------------------|----------------|-------------------------------|--|-------|
| 1 | 県税還付委任手続 | 県税管理事務処理要綱 | 法人代表者印 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 納税者以外の者に還付する場合、納税者の厳格な意思確認が必要。 | 企画県民部 |
| 2 | 兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続 | 兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 企画県民部 |
| 3 | 消費者訴訟費用貸付手続 | 消費生活条例施行規則 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。 | 企画県民部 |
| 4 | 兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続 | 兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与要綱 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 住民票の写し | 誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 健康福祉部 |
| 5 | 兵庫県特定専門医研修資金貸与手続 | 兵庫県特定専門医研修資金貸与事業貸与要綱 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 住民票の写し 医師免許証の写し | 誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 健康福祉部 |
| 6 | 公衆衛生医学生等修学資金貸与手続 | 公衆衛生医学生等修学資金貸与規則 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 健康福祉部 |
| 7 | 看護師学生等修学資金貸与手続 | 看護師学生等修学資金貸与規則 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 健康福祉部 |
| 8 | 母子父子寡婦福祉資金貸付手続 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付に関する規則 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 健康福祉部 |
| 9 | 林業・木材産業改善資金貸付手続 | 兵庫県林業・木材産業改善資金事務取扱要領 | 法人代表者印 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 農政環境部 |
| 10 | 沿岸漁業改善資金貸付手続 | 沿岸漁業改善資金貸付規則 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。 | 農政環境部 |
| 11 | 官民有地境界協定申請手続 | 官民有地境界協定事務取扱要領 | 法人代表者印 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 官民有地境界協定の申請書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。 | 県土整備部 |
| 12 | 岩石採取跡地整備等連帯保証手続 | 兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領 | 法人代表者印 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 連帯保証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 県土整備部 |
| 13 | 粒子線治療資金貸付手続 | 粒子線治療資金貸付規程 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 住民票の写し 健康保険証の写し | 借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 病院局 |
| 14 | 病院局医師修学資金貸与手続 | 病院局医師修学資金貸与規程 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 病院局 |
| 15 | 病院局地域医師修学資金貸与手続 | 病院局地域医師修学資金貸与規程 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 病院局 |
| 16 | 病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続 | 病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与規程 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 病院局 |
| 17 | 病院局看護師修学資金貸与手続 | 病院局看護師修学資金貸与規程 | 個人実印 | 印鑑登録証明書 | 誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。 | 病院局 |

(2) 金融機関届出印を求める手続

| No | 手続の名称 | 根拠規定 | 押印の種類 | 押印以外に求めている本人確認手段 | 引き続き検討が必要な理由 | 所管部局 |
|----|--------------------|----------------------|---------|------------------|--|-------|
| 18 | 兵庫県職員財産形成貯蓄申込・解約手続 | 兵庫県職員財形貯蓄事務取扱要領 | 金融機関届出印 | — | 控除預入手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。 | 企画県民部 |
| 19 | 県税口座振替依頼手続 | 県税口座振替事務処理要綱 | 金融機関届出印 | — | 口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。 | 企画県民部 |
| 20 | 県立学校授業料等口座振替依頼手続 | 県立学校授業料等口座振替収納事務取扱要領 | 金融機関届出印 | — | 口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。 | 教育委員会 |

(3) 認印を可能とする手続

| No | 手続の名称 | 根拠規定 | 押印の種類 | 押印以外に求めている本人確認手段 | 引き続き検討が必要な理由 | 所管部局 |
|----|--------------------------|-----------------------|-------|------------------|--|-------|
| 21 | 兵庫障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続 | 兵庫障害者職業能力開発校運営規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 産業労働部 |
| 22 | 県立職業能力開発校入学誓約書による保証手続 | 兵庫県立職業能力開発校運営規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 産業労働部 |
| 23 | 県立障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続 | 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 産業労働部 |
| 24 | 県立但馬技術大学校入学誓約書による保証手続 | 兵庫県立但馬技術大学校管理規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 産業労働部 |
| 25 | 県立森林大学校入学誓約書による保証手続 | 兵庫県立森林大学校管理規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 農政環境部 |
| 26 | 県立農業大学校入学誓約書による保証手続 | 兵庫県立農業大学校管理規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 農政環境部 |
| 27 | 県立高等学校入学許可に伴う誓約書 | 兵庫県立高等学校学事通則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 教育委員会 |
| 28 | 県立高等学校通信課程入学許可に伴う誓約書 | 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則 | 指定なし | — | 第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。 | 教育委員会 |
| 29 | 請願 | 兵庫県議会会議規則 | 指定なし | — | 県議会会議規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めており、国や他府県の取扱いを踏まえ検討。 | 議会事務局 |

| | | |
|-------|--|----|
| 作成年月日 | 令和2年10月12日 | 参考 |
| 作成部局課 | 企画県民部企画財政局新行政課 企画県民部管理局文書課 企画県民部科学情報局情報企画課 | |

行政手続に関する押印、書面規制等の見直し

1 趣旨

行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、押印の廃止・書面規制等の見直し・電子決裁の徹底について、全庁を挙げた取組を推進する。

2 基本方針

原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。
まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施する。

(1) 押印の廃止

- 県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止
(具体例) 各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止等
- 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法(マイナンバーカード等)を整備

(2) 書面規制等の見直し

- 行政手続の原則オンライン化を進め、各種申請・届出・報告・通知など、行政手続の様式を標準化、添付書類を削減・簡素化
(具体例) 電子申請共同運営システムの利用率向上、公共施設の利用申請等手続のオンライン化、手数料・利用料納付におけるキャッシュレス決済の導入等

(3) 電子決裁の徹底

- 文書管理システムの拡充等により電子決裁を徹底。あわせて決裁ルートの簡素化を推進

(対象部局)

各部、県民局・県民センター、出納局、企業庁、病院局、議会、各行政委員会(県警除く)

※具体的な見直しの基準(別紙)

3 具体的取組とスケジュール

(1) 押印の廃止(新行政課)

① 県が独自に実施する手続

- ・申請・届出等の行政手続における押印・書面規制等の見直し依頼(R2.8)
- ・全庁共通の行政手続に係る見直し調査の実施(R2.8～)
 - ※全庁共通の行政手続の見直し内容を全庁に周知し、見直し状況を踏まえて、部局固有の事務事業に関する手続の見直しを本格実施(R2年度中)
 - [全庁共通の行政手続の例]
補助金交付申請、行政財産の使用許可申請、請求書等
- ・規制改革推進会議に取組状況を報告(R2.8月、12月、2月)

| 区分 | 内容 |
|-------------------|--|
| 見直しを実施する手続(R2年度中) | <ul style="list-style-type: none"> ・条例等に根拠規定がないもの(R2.10月～12月) ・規則等の改正により、見直し可能なもの(R2.10月～12月) ・条例の改正が必要なもの(R2年度中) |
| 見直しに向け検討を要する手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・厳格な本人確認を求めている手続など、見直しにあたり慎重な検討が必要なもの →必要に応じて県の規制改革推進会議で検討 |

② 国の法令等に基づく手続

- ・各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適宜、見直し
- ・見直しにおいて支障が生じる場合は、国への要望等を検討

(2) 書面規制等の見直し(情報企画課・新行政課)

- ・業務プロセスの見直し(BPR)を実施(申請様式の標準化、添付書類の削減等)(R2.8～)
- ・システム整備の年次計画を定めた行政手続オンライン化推進計画を策定(R3.2月)
 - i) 公共施設の利用予約や添付書類の少ない届出・報告にかかるシステム改修(R3～の3年間で実施)
 - ・電子申請共同運営システムを改修(オンライン決済機能の追加等)し、処理可能な手続を拡大
 - ii) プロセスの大幅な見直しが必要な手続、国システムを利用する手続(R3～中期的に実施)
 - ・手続毎の専用申請システムや業務処理システムの整備等
- ・高齢者・障害者等に対する適切な配慮を実施

(3) 電子決裁の徹底(文書課)

- ・文書管理システムによる電子決裁の活用を徹底(電子化が困難なものについては、紙別添等)(R2.10～)
- ・システムの改善点等についての職員アンケートを実施(R2.10～)
- ・職員アンケート結果等を踏まえ、文書管理システム拡充のシステム改修を実施(R2補正等)
- ・文書管理者、文書主任への研修等(R2～)

(4) 市町の取組推進・助言

- ・県内市町への押印の廃止・行政手続の原則オンライン化(書面規制等の見直し)・電子決裁の徹底に向けた助言(R2～)

(参考) 新庁舎を見据えた新しい働き方の検討

県行政のデジタル化など新しい働き方の実現を加速させるため、庁内関係課によるプロジェクトチーム(新庁舎働き方改革推進プロジェクトチーム)において、重点的・集中的な推進が必要な取組についての推進計画を策定(12月予定)

[主な検討内容]

| 区分 | 検討の方向性 |
|-------------------------|--|
| ①ペーパーレス・ストックレスを前提とした働き方 | <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の作成・管理を一貫して電子で処理し、業務の適正化・効率化を実現 ・会議等は、内容・特性を踏まえ実施可能なものは原則としてペーパーレスで実施し、業務を効率化 |
| ②行政手続の原則オンライン化に対応した働き方 | <ul style="list-style-type: none"> ・許認可申請等の行政手続は、業務プロセスの見直しを行った上で原則としてオンライン化し、県民利便性の確保と業務の効率化を実現 |
| ③最先端ICTを最大限活用した働き方 | <ul style="list-style-type: none"> ・AI・RPA等の新しいICT技術の積極的活用により、定型業務を自動化・省力化するとともに、職員は創造的な政策立案業務等に専念 ・ICTにより蓄積されるデータの共有・分析・活用促進を図り、政策立案機能を強化 |
| ④時間と場所を有効活用する働き方 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場勤務とテレワーク(在宅勤務・サテライトオフィス・モバイルワーク)を組み合わせた効率的・効果的な業務執行を実現 |

(問い合わせ先)

企画県民部企画財政局新行政課組織・事務改革班 TEL:078-362-4041
 企画県民部管理局文書課文書管理班 TEL:078-362-3063
 企画県民部科学情報局情報企画課高度情報化班 TEL:078-362-3047

見直し基準（検討の視点）

1 押印の見直し

押印の必要性について厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止

- (1) 条例等に根拠がない押印は、原則廃止
- (2) 条例等に基づき押印を求めている書面については、求めている押印の種類、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、
 - ① 押印が求められている趣旨に合理的理由があるか
 - ② 押印が求められている趣旨を他の手段により代替することが可能か（本人確認の方法など）
 等について検討し、真に必要な場合を除き、条例等根拠規定を改正のうえ廃止
 - ※ 実印でない限り、押印のみで本人確認の実効性は担保できない
 - ※ 単に押印の代わりに署名を求める見直しは、押印の廃止には含めない
- (3) 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法（マイナンバーカード等）を整備

2 行政手続のオンライン化に向けた業務プロセスの見直し

原則オンライン化に向け、提出書類の削減や事務処理手順の改革など、業務プロセス全体を見直し

- (1) オンライン手続が提供されている行政手続（877 手続(H30)）
 - 入力事項の簡素化・標準化、提出書類の削減、提出方法の定型化・ワンストップ化、入力支援機能の充実等により、オンライン利用率を引上げ
- (2) オンライン手続が提供されていない行政手続
 - 添付書類の見直しや事務処理手順の改革など業務プロセス全体を見直した上で、オンライン手続を早急に整備し、利用者目線に立った効率的な仕組みを構築
- (3) 提出書類の削減
 - 様式の記載項目や添付書類等について、真に必要なかを検証し、様式や添付書類を省略・廃止
 - ① 他に代替手段がないか検討し、代替手段があるものは省略・廃止
 - (例) マイナンバー情報連携、法令等に根拠がある情報、本人の承諾を得ている情報等は庁内で共有化する 等
 - ② 慣習的に求めているものや必要性の乏しいものは省略・廃止
 - (例) 毎年度申請する手続について、一部添付書類は初年度のみの提出にする 等

【参考】押印を求めている書類の例

1. 国の法令等を根拠に押印を求めている書類

- (例) ・ 契約書
 - 地方自治法第 234 条（契約の締結）
 - 5 普通地方公共団体が契約につき契約書（略）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、（略）当該契約は、確定しないものとする。
 - ・ 介護保険施設・介護保険サービス事業所等の指定申請書
（※国通知で定める様式（氏名欄に印と記載あり））

2. 県の条例、規則を根拠に押印を求めている書類

- (例) ・ 入札書
 - 財務規則第 90 条（無効とする入札）
 - 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印（電子入札にあつては、入札金額又は第 87 条の 2 第 2 項本文若しくは第 4 項本文の規定による電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）のない入札又はこれらが分明でない入札
 - ・ 行政財産使用許可申請書
（※公有財産規則で定める様式（氏名欄に印と記載あり））

3. 県の要綱、手引き等を根拠に押印を求めている書類

- (例) ・ 補助金申請関係書類
 - （※補助金交付要綱に定める様式（氏名欄に印と記載あり））
 - ・ 療育手帳交付（更新）申請書
（※兵庫県療育手帳制度要綱の様式で定める様式（氏名欄に印と記載あり））

4. 根拠なし、慣習により押印を求めている書類

- (例) ・ 委任状、委員就任承諾書など

1 公共施設利用料における電子収納・キャッシュレス化について

【規制改革推進会議意見】

- ・県民サービスの向上、現金紛失等のリスクの軽減、現金取り扱い事務の効率化に加え、新型コロナウイルス拡大防止の観点からの接触機会減少等を図るため、まずは、現行個人が現金で利用料等を支払っている施設を中心に、早急にキャッシュレス化に取り組むべきである。
- ・キャッシュレス化の具体的な検討にあたっては、決済事業者等に対する手数料発生による収入減だけではなく、事務効率化による経費の削減等も踏まえ検討すべきである。
- ・また、各施設単位で導入するよりは、同種の施設をまとめて導入する方が、決済事業者にとってコストメリットが大きくなり手数料の軽減にも繋がりやすいことに留意し、施設のキャッシュレス化に取り組むことが望ましい。

《参考》公共施設利用料におけるキャッシュレス導入状況等

1. 現状

- ①集客施設等（文教施設、スポーツ・レクリエーション施設、都市公園、産業関連施設、社会福祉施設）調査対象 62 施設のうちキャッシュレス決済導入済みの施設は 5 施設。

【キャッシュレス決済導入済み施設（5 施設）】

| 区分 | 施設名 | 種類 |
|-----------------|---------------------------|----------------------|
| 文教施設 | 芸術文化センター〔観覧料〕 | クレジットカード |
| | 美術館王子分館（横尾忠則現代美術館）〔観覧料〕 | クレジットカード、電子マネー |
| | 兵庫県立美術館〔観覧料〕 | クレジットカード、電子マネー |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 神戸西テニスコート〔施設使用料〕 | クレジットカード、電子マネー、スマホ決済 |
| 産業関連施設 | 先端科学技術支援センター〔宿泊料、会議室等使用料〕 | クレジットカード、スマホ決済 |

【キャッシュレス決済導入が未実施の施設（57 施設）】

| 区分 | 施設名 | 種類 |
|-----------------|---|----------|
| 文教施設 | ・県民会館〔会議室等使用料〕、人と未来防災センター〔観覧料〕 など 23 施設 | |
| スポーツ・レクリエーション施設 | ・文化体育館〔ホール、体育室等使用料〕 | など 14 施設 |
| 都市公園 | ・舞子公園〔入場料等〕 | など 11 施設 |
| 産業関連施設 | ・工業技術センター〔機械器具等使用料〕 | など 3 施設 |
| 社会福祉施設 | ・総合リハビリテーションセンター〔障害児入所施設使用料〕 | など 6 施設 |

②医療施設

調査対象 17 施設のうちキャッシュレス決済導入済みの施設は 15 施設。

【キャッシュレス決済導入済み施設（15 施設）】

| 区分 | 施設名 | 種類 |
|------|------------------------|-----------------|
| 医療施設 | 障害児者リハビリテーションセンター〔診療費〕 | クレジットカード |
| | 県立病院 14 病院〔診療費〕 | クレジットカード、電子マネー※ |

※11 病院のみ

【キャッシュレス決済導入が未実施の施設（2 施設）】

| 区分 | 施設名 | 種類 |
|------|-----------------------------|----|
| 医療施設 | こころのケアセンター、こども発達支援センター〔診療費〕 | |

2. 所管部局（企画県民部情報企画課）における検討状況

現在、スマート県庁推進プログラムを策定（R 2. 4）し、公共施設のキャッシュレス決済推進に向けた取組を検討中。

【検討の方向性】

- ・施設の利用料のキャッシュレス化だけでなく、施設の予約から支払いまで、一連の手続のデジタル化を推進。
- ・施設利用料の支払いはオンライン納付と窓口でのキャッシュレス納付を予定。
（導入スケジュール）

R 2：委託仕様書検討、R 3：設計、R 4整備・導入

※このほか、スマホ等によるキャッシュレス決済については、以下の施設で先行導入。今後、他の施設にも展開。

- ・県立美術館（R 2. 6 導入済み）
- ・県民会館（R 2 年度中に導入予定）
- ・人と防災未来センター（R 2 年度中に導入予定）
- ・舞子公園舞子海上プロムナード（R 2 年度中に導入予定）

3. 電子収納・キャッシュレス決済の導入に向けた課題

- 施設予約から支払までを可能とするシステム構築及び維持管理費用の発生。
- 窓口でのキャッシュレス化に必要な管理用決済端末の導入が必要（数万円程度）。
- 決済手数料（3%前後）が必要。
※新たな利用客の獲得が出来なければトータルで収入減となる。
※決済手数料の削減には、各施設単位よりも複数箇所の導入が必要。
- 企業や団体の利用が主な施設（個人利用の少ない施設）などは、キャッシュレス決済のニーズが少ない。

2 行政手続に関する手数料における電子収納・キャッシュレス化について

【規制改革推進会議意見】

- ・政府においてデジタル庁を創設し、強靱なデジタル社会の実現に向けた取組を加速するとされており、県も行政手続に関する手数料の電子収納・キャッシュレス化について、一定導入経費が必要となるが、早急に検討し導入すべきである。
- ・抜本的に電子収納を進めるためには、申請者の利便性が向上するよう、電子申請と電子収納をセット進めるべきであり、県を挙げて、行政のデジタル化に取り組むべきである。
- ・但し、電子決済に対応できない申請者もいることから、当面は収入証紙を存続するなど、多様な支払い方法を確保する必要がある。

《参考》行政手続に関する手数料におけるキャッシュレス化の検討状況等

1. 所管部局（企画県民部情報企画課、出納局会計課）における検討状況

- ・手数料納付の利便性向上に向け、平成 30 年度の規制改革推進会議での審議結果等を踏まえ、昨年度、庁内で手数料納付の実態調査を実施。（出納局会計課）

[調査結果]

手数料の大部分（全体の約 9 割）は収入証紙による支払い。

※収入証紙により収納している手数料の申請方法の約 9 割が窓口申請



- 現在、実態調査の結果等を踏まえ、収入証紙の廃止も含めた手数料納付方法の多様化を検討中。

【検討の方向性】

- ・収入証紙の代替手段として電子納付申請による手数料納付（コンビニ、オンライン、ATM など）を可能にする。
（導入スケジュール）
R 2：委託仕様書検討、R 3：設計・整備、R 4：導入
- ・以後、計画的に次の取組を実施。
 - ①電子申請に連携したオンライン決済を可能とする。
 - ②申請窓口でのキャッシュレス納付（クレジットカード、電子マネー、スマホ決済等）を可能とする。
- ・現金納付を希望する申請者については、従来通り収入証紙売り捌き所から収入証紙を購入する方法を維持するが、将来的には電子納付、キャッシュレス納付の状況により収入証紙は廃止する。

2. 電子収納・キャッシュレス決済導入に向けた課題

- 電子納付システム構築及び維持管理費用の発生（精査中）。
- 収納データを財務会計システムに反映するためのシステム整備が必要（精査中）。
- 電子申請共同運営システムのオンライン決済機能追加に必要な費用の発生（精査中）。
- 申請窓口でのキャッシュレス化に必要な管理用決済端末の導入が必要（数万円程度）。

- 収納代行業者等への決済手数料が発生（3%前後）。
 - ※収入証紙の場合、県は証紙売りさばき人に手数料（売り渡す証紙の金額の合計の3.3%）を負担。
 - ※収入証紙を廃止した大阪府では、電子納付申請による手数料納付（コンビニ、オンライン、ATMなど）の際、申請者本人に手数料の負担を求めている。
- 県民利便性向上の観点からは、電子収納だけでなく、同時に電子申請を進めることも必要。